

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「意見」の措置状況

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
74	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 12. 上深川歴史民俗資料館 ・施設の在り方について 民俗資料館の利用日数は年間30～40日と低稼働の状態が続き、見学者も年に数十人程度である。もともと題目立自体が神社の氏子を中心に受け継がれてきた民俗文化ということもあり、施設利用者のほとんどが周辺住民である。また、題目立は神社の境内で行われており、民俗資料館は主に題目立の練習場所及び衣装、小物の保管場所等の役割を果たしているに過ぎない。 このような施設は、サービス向上及びコスト削減を趣旨とする指定管理者制度になじまない。例えば、自治会に譲渡して自治会の自主的な管理運営に委ねることも方法の一つである。 民俗資料館は設置に当たり、国から補助金の交付を受けている。しかし、設置からすでに30年以上経過しており、「経過年数（補助目的のために事業を実施した年数）が10年以上である補助対象財産」（「文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第2-2(1)①）に該当するため、譲渡等について特に制限はない。現在の指定管理期間経過後に自治会に譲渡することも検討されたい。</p>	文化財課	措置しない (見解の相違)	<p>当該施設は、ユネスコ無形文化遺産の民俗芸能「題目立」を中心に、地域の民俗資料・歴史資料の価値を紹介することを目的とする文化財の保存公開施設で、近世の「題目立」装束、用具や、奈良市指定文化財の民俗資料(81冊)等を収蔵、展示しています。こうした機能を持つ当該施設は、公の施設として位置づけるもの講師と考えます。 あわせて、「題目立」の伝承活動の拠点として、地域住民による後継者育成等の活動が行われており、平成26年から令和3年までの平均開館日数は年間55日まで増加しています。 なお、施設の運営については、所在地が市中心部からは遠隔地であるなど、本市が直営で運営することは非効率的で現実的には困難です。指定管理者については、地域住民による施設を利用した活動実績があることから、地元自治会を指定管理者として施設の運営管理を行うことが妥当と考えます。 また、現指定管理者である地元自治会への譲渡も検討しましたが、自治会は地域の現状では施設を所有することは困難であるという見解です。 以上を踏まえ、令和5年度以降も自治会を指定管理者に指定して運営管理を行うべきと考えます。</p>	令和4年3月31日現在
98	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 18. 青少年野外活動センター ・使用料及び利用料金制について 近畿圏の同様の施設について、利用者数が多い未就学児及び小中校生の日帰り及び宿泊棟1泊の使用料を以下で比較した。一人当たりの料金設定としている施設と施設内の部屋ごとに料金設定を行っている施設があり、前者を中心に記載している。 以下のように、他の同様の施設と比較すると使用料は安い方であり、毎年約200万円程度支出が収入を上回っている状況からすれば、寝具使用料の徴収や使用料の値上げを検討すべき施設と言える。 また、利用者を増やすことでも収支の改善につながられるため、指定管理者に自主的に利用者を増加させるような経営努力を促すよう、利用料金制や、一定のコストを指定管理料で賄う併用制の導入を検討すべきである。 (表省略)</p>	地域教育課	措置済	<p>令和元年4月から、リネン代（シーツ、布団カバー、枕カバー）として200円を徴収しています。 利用者を増加させるため、北欧発の自然環境教育である森のムッレ教育に基づいた自然体験講座や、世界遺産の東大寺二月堂に宿泊し、協力しながら学ぶ生活体験プログラムなど、様々な取組を行っています。また、ホームページ等で積極的に情報発信をしています。</p>	令和4年3月31日現在

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「意見」の措置状況

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
140	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 29. 公民館24施設 ・公募について</p> <p>現状、公民館の指定管理者募集は、非公募の形式をとっている。その結果、市の外郭団体である公益財団法人奈良市生涯学習財団(以下「生涯学習財団」と言う。)が指定管理者として指定されている。非公募による募集を行う理由として、市は生涯学習財団には長年にわたって公民館の設置目的に沿った管理運営をおこなってきた実績があること、人材の質を担保するためには採用時及びその後の研修等が不可欠であり、指定管理者を公募にすると、人材確保並びにその育成ができない状況をまねきかねないことを挙げている。 ・・・中省略・・・</p> <p>これらは、委託事業の条件をあらかじめ明示して公募すればよく、広く門戸を開放し、様々な事業者の工夫を公民館に生かす機会を捉えるという意味では、あらかじめ募集を閉鎖的にする必要性には結びつかない。また、文部科学省からの委託事業や家庭教育講座等についても、それを実施することが可能なのは生涯学習財団に限らないため、いずれも非公募を続ける合理的な理由とはいえず、公募を行うべきである。</p> <p>以上より、市は公民館について、公募による指定管理者募集を検討すべきである。ただし、現状では生涯学習財団が公民館運営を主業務としているため、公募して他の団体が指定管理者となった場合、生涯学習財団の存続意義が問われるという問題があるため、生涯学習財団のあり方についても、合わせて検討されたい。</p>	地域教育課	措置しない (見解の相違)	<p>公益財団法人奈良市生涯学習財団は、奈良市の公民館施設の継続的な管理運営や専門職員による事業展開など、奈良市が奈良市の社会教育行政を最も充実し、効果的に推し進めていくことを目的に設立したものです。</p> <p>社会教育推進計画改定にかかる社会教育委員会会議においても、奈良市の社会教育行政を推進していくうえで当該財団の専門性と長年の地域に根差した活動で培った経験に期待するという意見もあり、改めて財団の重要性が認識されたことにより、従来通り非公募の形式を継続していく方針です。</p>	令和7年4月1日現在
141	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 29. 公民館24施設 ・備品の管理について</p> <p>指定管理者は、備品に関しては交換及び処分を実施する際に現物と備品台帳の整合性を確認しているが、定期的な実査は行っていない。市は指定管理者に対し、定期的な実査の実施及びその結果報告を行うよう指導されたい。</p>	地域教育課	措置済	<p>令和4年度に公民館全24館で実査の実施及びその結果報告を行いました。令和5年度・6年度は廃棄備品のみの報告にとどまりましたので、定期的な実査作業を確実に実施するため、令和7年度から年1回、公民館全24館で実査の実施及びその結果報告ができるようになります。</p>	令和7年4月1日現在
142	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 29. 公民館24施設 ・モニタリングについて</p> <p>所管課は、建物や設備の老朽化が見られる場合などに必要に応じて実地調査を行っているが、実施の頻度や調査手続きの内容等についての具体的なルールは定められていない。実地調査によるモニタリングが不十分であるため、市はその実施頻度や手続き内容について検討されたい。</p> <p>また、公民館は市民の自主的な学習の場、及び生涯学習支援者の研修・育成の場としての役割を担う社会教育施設であるため、そこで実施される各種講座や事業等に関するモニタリングも非常に重要である。現状では、事業内容にまで踏み込んだモニタリングを実施できていない状況であるため、市は施設の管理業務についてだけでなく、社会教育事業の内容面に関するモニタリングの充実も合わせて検討されたい。</p>	地域教育課	措置済	<p>物や設備の実施調査については、様々な案件がある中、頻度や手続きを統一的なルールで定めることは困難ですが、人員確保や業務の配分等の見直しにより、的確なモニタリングが実施できるよう努めてきており、令和7年4月からは随時現場に赴き調査を行い評価を行っています。</p> <p>また、事業等のモニタリングについても、統一的なルールを定めることは困難ですが、財団との定例会議を行っており、事業計画、経営計画を確認したり、また指定管理者内で行われる各公民館の事業ヒアリングに同席し、所管課の視点から意見を述べることにより、より良い公民館事業の構築を進める流れができています。</p>	令和7年4月1日現在

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「意見」の措置状況

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
146	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 30. 公民館分館 ・使用料について 同じ生涯学習のための施設である公民館は使用料を徴収しているのに対して、公民館分館は使用料を徴収していない。これは公民館分館がより地域に密着した施設であり、生涯学習施設と言うよりも、むしろ地域のコミュニティ施設としての役割が大きいためである。 ・・・中省略・・・ 平成23年度の包括外部監査でも述べたように、公民館分館の存続意義を早期に再検討し、地域のコミュニティ施設として存続させるのであれば地域ふれあい会館に用途変更し、使用料を徴収する、あくまでも生涯学習の場として存続させるのであれば公民館と同じく使用料を徴収する、地域住民の自主的な管理に委ねるのであれば集会所と同様に自治会に譲渡する、存続意義がないのであれば廃止する、といった、所管課による縦割りではなく市の方針として一定の住民サービスのあり方を検討されたい。</p>	地域教育課	措置済	<p>地元要望により、公民館分館4施設をふれあい会館に用途変更しています。このように、公共施設の地域の拠点としてのニーズを踏まえつつ、他の公共施設の合理化に合わせ、効率的、効果的な施設活用を行っていきます。</p>	令和4年3月31日現在
194	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 42. 黒髪山キャンプフィールド ・施設の在り方について 夏休み以外は土日しか営業していないこと、12月から3月は休場していること、利用者の申し込みの際に現地確認が必要であること、しみんだより等による広報しか行っておらず認知度が低いこと、25歳鹿の青少年のための施設という位置づけで原則大人だけの団体は使用できないこと、等種々の要因により稼働率は高くない。 キャンプフィールドの利用者は、ボーイスカウト、ガールスカウトが約6割、その他一般利用が4割であるとのことである。そのため、一般的にキャンプ場利用が多いと考えられる8月にボーイスカウト等が以外遠征に行き、以下のように開場一日当たり利用者が最も少なくなる。 ・・・平成24年度の月別開場日及び利用者数表は省略・・・ 今後、市の人口が減少傾向にある中で、利用者か拡大を図ることは容易なことではない。今一度、この施設であるという前提に立ち返り、一般市民の利用拡大に向けた具体的な計画が策定・実行されるよう、市は指定管理者に指導されたい。 それでもなお、一般利用者が増加しないのであれば、ボーイスカウト団体等一部の受益者に偏った施設の無料開放を続けることに合理性はない。施設の維持費用、今後の補修費用等が市の負担となることを勘案すれば、一定の受益者負担を求めることを検討されたい。</p>	地域教育課	措置済	<p>令和4年度に、春休み、ゴールデンウィーク、冬休み等も利用できるよう開所日を試験的に追加しました。また、利用申込み方法については、令和3年11月からメール、FAXでの申請も可能となり、申請方法の改善を行いました。 令和3年4月から「くろかみやま日記」と題し、市ホームページや地域教育課SNSにて、利用者がキャンプをしている様子や場内の自然環境について広報しています。また、黒髪山キャンプフィールドにて実施している市委託事業「くろかみやま自然塾」の活動の様子についても積極的に広報し、利用者の増加に努めています。 令和6年度から利用料金制に移行し、広報の強化等、さらに一般利用者の利用を促したことにより、リピーターの増加等効果が見られました。 しかし、黒髪山キャンプフィールドは青少年の心身の健全な育成を図ることを目的に設置されており、外部委員の意見としても営利目的に特化することは社会教育の主旨からも外れるため、あくまでも青少年育成の場としての在り方を継続していきます。</p>	令和7年4月1日現在

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「意見」の措置状況

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
205	<p>V. 直営施設について (13)放課後児童健全育成事業施設（バンビーホーム） ・使用料について 同様の事業は隠して実施されているが、市の使用料は一人目が3,000円/月と他市と比べて安い。近畿圏の中核市では、高槻市6,500円/月、姫路市6,000円/月、西宮市8,200円/月、東大阪市5,000円/月、豊中市6,000円/月であり、他市と比較しておおむね半額程度である。 当該事業の平成25年度予算では収入92百万円に対して、支出514百万円と施設設置補助及び運営補助のための国の助成金104百万円を加えても大幅な赤字である。国は、運営費のおおむね1/2を利用者負担にすることを想定して運営費を助成しており、各市も実情に応じて料金設定を行っていると考えられるが、市は有料化した平成15年度以降一度も料金改定を行っていない。利用者負担を運営費のおおむね1/2に近づけるべく、料金改定を検討されたい。</p>	地域教育課	措置済	平成27年4月から一人目が5,000円/月、二人目が2,500円/月となるよう使用料を改定しました。	平成27年3月31日現在
205	<p>V. 直営施設について (13)放課後児童健全育成事業施設（バンビーホーム） ・管理運営について 指定管理者制度の導入については、現在約140名いる非常勤嘱託職員の雇用問題もあり、積極的に議論されていない。全国が鼓動保育連絡協議会の調査によると、平成25年8月現在で、学童保育の運営主体は、公立公営38%で年々減少傾向にある。運営形態として一番多いのは委託方式であり、指定管理者制度を導入している学童保育の全体に占める割合は一割強である。指定管理者は社会福祉協議会や地域運営協議会、父母会等指定管理者制度導入前の運営主体と同じところが大半であるとのことである。 学童保育については、施設の性質から指定管理者制度になじまないという見解も根強くあるため、委託、指定管理者制度のいずれがサービス向上及びコスト削減面でふさわしい運営方法であるかを議論し、最善の管理運営方法を選択されたい。</p>	地域教育課	措置しない (見解の相違)	学童保育について、一部施設のについて委託により運営していますが、指定管理者制度の導入は予定しておりません。	平成27年3月31日現在